

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

減価償却方法の変更

Q：当社はこの度、有形減価償却資産の償却方法を、定率法から定額法に変更しようと考えています。変更後の償却限度額の計算方法と、変更のための手続を教えてください。

A：

(1) 計算方法

その変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額を残存価額として、耐用年数は、減価償却資産の種類異なるごとに、法人の選択により、次の①又は②に定める年数によって計算することとされています。

- ① その減価償却資産について定められている法定耐用年数
- ② その減価償却資産について定められている法定耐用年数から経過年数（その変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を実際の取得価額をもって除して得た割合に应ずるその法定耐用年数に係る未償却残額割合に対応する経過年数）を控除した年数（その年数が2年に満たない場合には2年）

(2) 手続

新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、変更しようとする理由等を記載した「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を税務署長に提出し、承認を受けなければなりません。

なお、現に採用している償却方法がその採用から3年を経過していない場合は、特別な理由がある場合を除き、原則として変更承認されません。

